

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する 法律の施行状況（令和3年）について



環境省及び経済産業省は、2021年における「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（以下「バーゼル法」という。）の施行状況を取りまとめました。

バーゼル法に規定する手続を経て実際に我が国から輸出された特定有害廃棄物等の総量は95,386トン、我が国に輸入された特定有害廃棄物等の総量は1,776トンでした。

特定有害廃棄物等の輸出において、移動書類を交付した案件の主な品目は石炭灰、亜鉛くずで、金属回収など再生利用を目的とするものでした。また、主な輸出先は韓国、フィリピンでした。

輸出承認の申請を受け、環境省から輸出先国に対する事前通告を行った特定有害廃棄物等は43件で、その輸出予定量は402,661トンでした。また、相手国からの輸入同意の回答を得て、経済産業大臣が輸出の承認を行った特定有害廃棄物等は41件で、その総量は417,366トンでした。そして、輸出の承認を得た特定有害廃棄物等のうち、経済産業大臣が輸出移動書類の交付をしたものは326件で、その総量は95,386トンでした。

特定有害廃棄物等の輸入において、移動書類を交付した案件の主な品目は電子部品スクラップ、金属含有スラッジで、金属回収など再生利用を目的とするものでした。また、主な輸入元はフィリピン、台湾、タイでした。

相手国から我が国への輸出についての事前通告を受領した特定有害廃棄物等は62件で、その輸入予定量は23,357トンでした。また、輸入者からの輸入承認の申請により経済産業大臣が輸入承認を行い、環境省から相手国に対し輸入同意の回答を行った特定有害廃棄物等は27件で、その総量は10,940トンでした。そして、輸入の承認を得た特定有害廃棄物等のうち、経済産業大臣が輸入移動書類を交付したものは73件で、その総量は1,776トンでした。

当社では、産業廃棄物の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 [2022年8月19日付 環境省報道発表資料](#)

環境リスク分析箇所 鶴谷佳代